

平成30年7月20日

於・1002会議室（10階）

第1055回

電波監理審議会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 報告事項（総合通信基盤局・情報流通行政局）	
(1) 電波有効利用成長戦略懇談会報告書 概要（案） .....	1
(2) 放送を巡る規制改革 .....	1
(3) 日本放送協会平成29年度決算の概要 .....	25
3. 諮問事項（総合通信基盤局）	
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（150MHz帯VHF データ交換装置及び400MHz帯デジタル船上通信設備の 導入） （諮問第21号） .....	28
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（150MHz帯VHF データ交換装置及び400MHz帯デジタル船上通信設備の導 入） （諮問第22号） .....	28
(3) 平成29年度電波の利用状況調査の評価 （諮問第23号） .....	38
(4) 指定較正機関の指定 （諮問第24号） .....	48
4. 閉 会 .....	53

## 開 会

○吉田会長 まず、先日の持ち回り開催の審議会におきまして議決いたしましたとおり、審理官につきまして、森氏にかわりまして、中沢氏が着任されておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○中沢審理官 本日付で審理官に着任いたしました中沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 よろしくお祈いします。どうもありがとうございました。

本日は櫻田委員がテレビ会議で出席されています。櫻田委員、聞こえておりますでしょうか。ご返答をお願いいたします。

○櫻田委員 はい。大変良好です。よろしくお祈いします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、電波監理審議会を開会いたします。情報流通行政局及び総合通信基盤局の職員に入室するよう、ご連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員・総合通信基盤局職員入室)

### 報告事項（総合通信基盤局・情報流通行政局）

(1) 電波有効利用成長戦略懇談会報告書 概要（案）

(2) 放送を巡る規制改革

○吉田会長 クールビズということで、私どもも最初から軽装にさせていただいておりますので、どうぞ遠慮なく上着を脱いでご参加いただければと思います。

まず初めに、本日、人事異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、恐縮ですが、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

○谷脇総合通信基盤局長 総合通信基盤局長を本日拝命いたしました谷脇でございます。先生方には何かとお世話になりますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

○田原電波部長 総合通信基盤局電波部長を本日拝命しました田原でございます。1年前まで電波政策課長で長らくお世話になりました。またよろしく願いいたします。

○竹村総合通信基盤局総務課長 総合通信基盤局総務課長を拝命した竹村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○布施田電波政策課長 総合通信基盤局電波部電波政策課長を拝命いたしました布施田でございます。よろしく願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、審議を開始いたします。報告事項、電波有効利用成長戦略懇談会報告書 概要（案）及び放送を巡る規制改革につきまして、金澤電波政策課企画官及び奈良大臣官房審議官からご説明をお願いいたします。

○金澤電波政策課企画官 では、まず私から資料の報告1、電波懇談会のファイルを開いていただきまして、その資料に基づいてご報告させていただきます。

2ページをお開きください。本電波有効利用成長戦略懇談会は、昨年11月の規制改革会議の答申及びその内容に関する閣議決定を踏まえまして開催し、検討を進めてきたものでございます。これまでに14回の会合、ワーキングを含めると30回近くになりますけれども、会合を開催し、規制改革会議で取り上げられたテーマに加えまして、さらに長期的課題について構成員の方々にご議論いただきました。

検討事項は、そのページの下段にございますとおり、1番目として、電波利

用の将来像と実現方策ということで、ちょうど団塊ジュニアの世代が高齢世代に入る2040年の社会経済を想定し、長期的な電波利用の将来像と実現方策というものを描いていただいたものでございます。

2点目の検討事項としては、その1番目の長期的将来像を踏まえて、足元2020年代に向けた電波の制度整備、有効利用方策をどうするかということについて検討いただいたというものでございます。

時間の関係上、本日はこのうち2番目の事項についてご説明をさせていただきたいと思っております。恐縮ですが、資料の10ページまで飛んでいただけますでしょうか。まず1点目でございますが、周波数の割当て制度の見直し関係でございます。

①は認定期間終了後の周波数の有効利用を確保するための制度設計でございます。新規事業者も含めまして、4月に本審議会において認定の答申をいただきましたが、開設計画の認定期間中においては、認定の際、及び認定後も四半期ごと、3カ月ごとにさまざまな指標について有効利用度をチェックする仕組みがございます。

一方、5年または10年の認定期間が終了すると、十分なチェックの仕組みがございません。この点について制度的措置を講じ、認定期間が終了した後、その周波数について正当な理由なく有効に使われていない場合には周波数の返上を行わせること、あわせて返上に先立ち、総務大臣が改善命令を出せる制度を考えるべきというご提言をいただいているものでございます。

下の②は、周波数移行を促すインセンティブについてでございますが、こちらは現行の終了促進措置で対応することが適当というご提言になっております。

次の11ページをお願いします。上の③は、割当て手法に周波数の経済的価値、つまり価格要素を導入するという見直しでございます。携帯電話の場合で申し上げますと、これまで人口・面積カバー率、MVNOの利用促進、不感地

域対策、安全・信頼性対策等を評価項目として審査しておりましたが、これに事業者からの申請金額を評価項目として追加した上で総合評価するということになります。

その上で、既存の審査項目、これは周波数の特性などを含めて割当てごとに変わり得るといふふうに考えておりますが、これと金額要素との配点のバランス、審査の透明性に留意すべきというご提言もあわせていただいております。

一方、入札金額の多寡のみで事業者を決定する、いわゆる狭義のオークション制度については、各国の最新の状況を引き続き注視すべきというご提言でございます。

下の④は、新たな割当て手法によって生じた収入の用途に関する内容でございます。右側の絵を見ていただくと、事業者が競願手続において提示する金額は、青色と緑色の2階建てになり得ると考えております。青色の1階部分は終了促進措置で既存免許人に携帯事業者等が払うお金で、緑色の部分の2階部分、これが今回の新たな割当て手法によって国に納められる金額というふうになります。

この緑色の部分は長期的な研究開発、あるいは5G、IoTなど、社会実装を加速させるための実証試験など、Society 5.0の実現に資する施策に充てたいというふうに考えております。

1ページ飛ばしていただきまして、13ページをお願いいたします。2番目の項目ですが、公共用周波数の有効利用方策に関するものでございます。現在、警察、防衛、消防といった公共業務用無線局に関する情報は、基本的な無線局情報についても情報開示がされておられません。今回、将来の周波数の有効利用を進める観点から、まず見える化をしたいというふうに考えております。具体的には、免許人の名称、無線局の種別、設置場所、周波数帯等をわかりやすい形で公表すること。これが適当というご提言でございます。

14ページをお願いします。民間の無線局はもちろんでございますが、今申し上げた公共業務用無線局を含めまして、電波の利用状況調査を充実させたいというふうに考えております。具体的には、これまでの3年周期から2年周期へ調査サイクルを短期化すること、あるいは電波監理審議会など第三者機関に調査の最初からご助言いただくような見直しということが考えられております。

次の15ページをお願いします。現在、公共用無線局は運用主体ごとに独自のシステムを構築しております。イメージ図でごらんいただきますと、真ん中の左側のような形状の音声中心のシステムというふうになっております。今後は公共周波数の有効利用の観点から、携帯電話で使われているLTEの技術を使いまして、公共機関が共同で利用できる、イメージ図でいいますと右側のようにならぬ端末を使いまして、画像伝送もできるPS-LTE（パブリック・セーフティーLTE）を導入できるよう、まずは技術的検討あるいは実証実験から始めたいというふうに考えております。

次の16ページをお願いします。こちらから3点目の電波利用料制度の見直しに関する内容でございます。電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的とした用途に充てられるものでございます。このため、既存の事業については必要性を精査した上で継続実施し、その上で今後は、右側の青い枠にございませとおり、新たな課題に対応するための事業を行う必要がございます。

このため、下の②の電波利用料の歳出規模については、それなりに拡大する見通し、ここでは相応の規模となる見通しというご提言をいただいております。

次の17ページをごらんください。こちらは電波利用料算定の考え方のもととなる逼迫度の区分を変えるということでございます。これまでの2区分から3区分と増やしまして、右側の図にありますとおり、470MHzから3.6GHzまでの最も逼迫している帯域については、多めの電波利用料をいただくという見直しを考えております。

また、その下の公共性などを踏まえた電波利用料の軽減措置でありますいわゆる特性係数については、携帯電話の普及の実態、あるいは冒頭申し上げた新たな返上制度の導入の検討も踏まえまして、携帯電話に2分の1を追加して適用するということが適当というご提言になっております。

次の18ページをお願いします。公共業務用無線局については、現在、電波利用料を全てあるいは半分免除する措置を講じております。今後は移行期限を定めまして、かつ補助金等による移行インセンティブを与えまして、効率的なシステムへの移行を促したいというふうに考えております。その上でもなお非効率なシステムを使い続ける公共業務用無線局の免許人からは電波利用料を徴収すべきではないか、こういうことをございます。

⑤については、今後一層需要拡大が見込まれる免許不要帯域について、どのような措置を講じるべきかということについてご議論いただいたものでございます。

次の19ページをお願いします。最後に、技術の進歩を踏まえたさまざまな電波有効利用方策に関する提言でございます。

最初の①は、電波を使って電力を送るというワイヤレス電力伝送に関する制度整備に関するものでございます。既に電気自動車あるいは携帯電話への給電など、近接型の給電は実用化されておりますが、今回制度化しようとするものは、アンテナを使って意図的に電波を出して電力を伝送するというものでありまして、無線設備としてしっかりとした規律が必要であるというご提言になっております。

②は、携帯電話の電波がつかないようにする抑止装置の制度化に関するものでございます。これまでコンサートホール、運転免許試験場などで実験試験局として使われておりましたが、利用ニーズの多様化を踏まえまして、実用局とするものでございます。ただ、適用範囲が広がり過ぎないように、要件を検



討したいと考えております。

このほか、地域BWA、次のページに移りますが、調査研究用端末の利用の迅速化、I o T時代の技適制度等々について、電波有効利用成長戦略懇談会において検討、提言をいただいたというものでございます。

現在、この電波有効利用成長戦略懇談会の報告書（案）は広くパブリックコメントに付しております。今後提出される意見を整理した上で最終的な報告書にする予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、放送を巡る規制改革につきましてご説明をお願いいたします。

○奈良大臣官房審議官 資料報告2、放送を巡る規制改革という資料をお開きください。

報告説明資料と書いてございますが、表紙をめくっていただいて2ページです。この議論の出発点は、昨年11月末の規制改革推進会議の第2次答申が出発点となっております。その中で放送関係部分といたしまして、下線太字になっていますが、総務省は放送事業の未来像を見据え、放送に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から提案募集も含め、検討を行うとともに、会議においても引き続き検討するとなっております。

その下には、それを踏まえた閣議決定も書いてございますが、このように、昨年末の段階で将来に向かっての放送の周波数の有効活用等について、総務省において検討する。あわせて、規制改革推進会議においても引き続き検討する。このような形で昨年末の段階で整理されました。年明け、議論をそれぞれで進めてきた訳でございますが、3ページ、4ページ目をお開きください。まず、

規制改革推進会議における議論についてご紹介いたします。

4 ページ目が、この規制改革推進会議のメンバー表になってございまして、親会のメンバー、そして○ないし◎が付いているのが本検討を主に行った投資等ワーキンググループのメンバーで原氏がそのグループの座長になってございます。

5 ページに検討経緯が出てまいりますが、実際には2月から検討を開始しておりまして、こちら4月以降の部分の経緯が書いてございまして、実際には2月以降、延べ15回、投資等ワーキンググループを開催し、主にヒアリング等を行って検討を進めてまいりました。

それを踏まえまして、6月4日の規制改革推進会議において、その他の分野、テーマも含めて第三次答申という形でまとめられました。

6 ページ、7 ページに放送関係、放送を巡る規制改革の概要を掲げてございます。6 ページをお開きください。最初の柱が通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築であります。

①で書かれているのは、主にインターネット配信、同時配信を含めて、インターネット配信が今後さらに新たな展開を迎えていく、その中であって配信基盤あるいはプラットフォーム、そういったものが今後どうなっていくのかということはいろいろ、事業者の発意というところもありますが、総務省として考える、関係者が考えるべきことはあろうと。

最初のポツでは、新たな配信基盤・プラットフォームの構築の検討の場の設定等と書いてございます。放送コンテンツで見たら放送事業者ですが、ネットワークという意味では通信事業者、さまざまな関係者が関わりますので、そういった関係者が向き合う場を設定して検討すべきだということが書いてございます。

2 つ目のポツでは、いわゆるNHKの常時同時配信の是非につきまして早期

に結論を得ると書かれております。

3つ目のポツのところは、新規参入の次の項目でまとめて説明いたします。

4つ目のポツでは、配信基盤・プラットフォームの今後展開していく中で、NHKが持っている技術開発成果等も活用していきましょうということが書いてございます。

②が新規参入の促進でございます。まず、地上波でございますが、本電波監理審議会での答申を踏まえまして、放送大学は関東地域での地上波でのサービスを終了いたします。無線局が廃局になる訳ですけれども、その周波数が空く訳でございます、その新たな割当て方針を検討し、策定していきなさいということが提言されています。

また、衛星分野では、新規参入等を促進する観点から、帯域の有効利用を検証する仕組み等の制度整備を実施するよという提言になっております。

また、VHF帯の高い領域、V-H i g h帯域は現在、事業者が撤退して、やはり周波数が空いてございます。新しいサービスの提案募集を行いまして、提案が幾つか出てきておりますが、まだ十分に事業化まで中身は煮詰まっております。今後さらにヒアリング等を重ねて、活用策を検討していくよということになってございます。

3つ目が、ローカル局の話が出てまいります。放送事業者がその役割を十全に果たしていく上で、キー局はともかくとして、特に地方のローカル局は今後、経営基盤という意味での環境が厳しくなる時代が来た場合に備えて、その時にあってどうしていくべきなのかということを経務省においてきちんと検討して欲しいということが提言されております。

また、放送事業者全体として、経営のガバナンスというのは重要になってまいります。それについてきちんと現状を把握し、情報を提供するなど、必要な方策を検討していくよという提言になってございます。

2つ目の柱は、グローバル展開、コンテンツの有効活用でございまして、まずはNHKの国際部門の充実、強化、そして②といたしまして、放送コンテンツの海外展開の支援、従来より総務省において主に予算措置を通じて支援してまいりましたが、それを継続的にやっていくべきだということ。あるいは、海賊版対策を引き続きしっかりやるべきだという提言が出ております。

また、コンテンツの有効活用という意味では、NHKが持っておりますコンテンツのアーカイブ、この活用、現在においても活用されているわけですが、さらに活用していく上でどういうふうにしたらいいのかということを検討の場を設置して検討するよという提言になってございます。

7ページをお開きください。3つ目の柱が、制作現場が最大限力を発揮できる環境の整備であります。やはり制作現場、クリエイターの力を十分引き出すということが、放送コンテンツが発展し、それが日本の経済に裨益するという観点で、そこを取り組みましようということが書いてございます。従来より総務省においても、あるいは放送事業者からもいろいろ取り組んできておりますけれども、さらに取引の実態について実態調査をやるべきだということは提言されております。そうした実態調査等を踏まえまして、現状、ガイドライン等がございまして。そういったものを改善すべき点があれば改善していくというよなこと、そういったことが提言されております。

②が、これは著作権処理の円滑化という意味での項目になってまいります。全体として、制度を所管する文化庁において、将来に向かって総務省の協力も得ながら検討していくということが書いてございますが、2つ目のポツにありますところは、いわゆる放送コンテンツのインターネット同時配信、これについて情報通信審議会の場において既に総務省において検討を進めてございますが、それをさらに進めるよという提言になっております。

最後4つ目の柱が、電波の有効活用ということで、まず①が現状の放送用周

波数の有効活用ということで、利用状況の現状を調査して、さらに有効活用するための方策はないのかということを検討しなさいと書いてございます。

②が、トピックとして出てまいります、この12月から始まる新4K・8K衛星放送においては、いわゆる新たなCAS、従前の2K放送ではB-CASという機能を使って制御してございますけれども、それが今度、新4K・8K衛星放送になりますと、新たなCASということで機能は高度化いたします。これにつきまして、12月に向かってちょうど仕様が固まってきました、各メーカーが製品発売を公表し始めておりますが、この単なるテレビあるいはチューナーの一般的な機能に加えて、新CAS機能がB-CASから変わるというところを中心に、消費者にきちんと情報提供するよにということが提言されております。

あわせて、この12月から放送始まるわけですが、今後、この新たなCAS機能をさらに改善、高度化する部分があるとするは、それはどうすべきなのかというようなことに関しては、関係者が多数ございます。そういった関係者を集めた検討の場を総務省に設置して、将来に向かって検討を促していくということも提言されております。

最後に、放送政策というのはこれまで述べたもの以外にたくさんあります。その全体、総合的に点検を行って欲しいということがクロージング・リマークというような形で整理されております。

以上が、規制改革会議がまとめた放送を巡る答申の概要になります。

これに関連するような形で、総務省においても本件は検討を進めるという主体になっておりましたので、検討してまいりました。

9ページをお開きください。私どもが検討する場としましては、放送を巡る諸課題に関する検討会というのがございまして、その中に分科会、放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会、これを昨年12月

に設置を決めました。それを踏まえて、本年年明け以降、数次にわたり検討してまいりました。既に方向性というのでしょうか、取りまとめ案を作成し、パブリックコメントに付しているところでございますが、その概要を次の10ページでご説明いたします。

この報告書におきましては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、放送が目指すべき方向性を志向し、放送が将来的にどうなっていくのかというようなことをイメージした上で、赤いところですが、中長期的な考え方あるいは短期的な取り組みということを4つの視点から整理しています。

まず、周波数の有効利用という面では、技術面の課題として、さらなる有効活用に向けた技術的対応を中長期的に検討しつつ、当面の話といたしましては、地上放送においてさらなる有効活用方策がないかということで技術的調査を実施するであるとか、あるいは衛星放送について、帯域の有効活用を担保する仕組みの構築、制度整備、そして規制改革に出てきましたV-H i g h帯についての割当て方策の検討、こういったものを提言しております。

放送を支えるネットワークの構築という意味では、将来に向かってさまざまネットワークの変革というのが起こってくるでしょうと。そういったものを展望しながら、当面の話といたしましては、放送番組のネット配信等、放送と通信にまたがる技術的課題を解決するため、放送だけじゃなくて通信、さまざまな関係者による情報共有等を行う体制を整備すべきであるという提言になってございます。

サービスの高度化・多様化につきましては、今後、中長期的にもさまざまなものが出てくると想定される中であって、当面の話といたしましては、コンテンツ産業を活性化するため、人材育成、さまざまな制作支援、グローバル展開支援、権利処理の円滑化、こういったものを進めていく。また、視聴データの活用や新たな映像配信の実現等、さらなる推進を進めていくべきだという提言

になってございます。

最後に、放送の社会的役割という切り口から、地方を含む情報提供体制の確保ということを目指し、当面の議論としては、ローカル局の経営基盤強化に対する検討、全て関わってまいります。それと地域における情報発信の強化、そして、そうしたことを通じて、地域に根差した番組作りによって地方創生にも貢献していく、そういったことが提言されております。

私からの報告は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。金澤電波政策課企画官並びに奈良大臣官房審議官から、2つの報告事項につきましてご説明いただきました。

それでは、ただいまご説明いただきました報告事項につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。非常に中身の濃い報告だったかと思えます。たくさんの非常に重要な項目が指摘されておりましたが、いかがでしょうか。

○長田委員 ほとんど感想みたいな話になるのですが、ワイヤレス電力伝送のところなのですが、先ほどもそこで丁寧に検討しなきゃいけないというところは安全面のこともご報告ありましたけれども、消費者への説明というか、国民への説明をよりわかりやすく、ぜひ丁寧にやっていただきたいなと思えます。見えないので、電力が飛んでいるというか、電波に乗っているというのは多分全く理解の外になると思えますので、そこはぜひ丁寧にやっていただきたいなというふうに思っています。

○吉田会長 ご意見ありがとうございました。

○石黒代理 仕組みをちょっと確認させていただきたいのですが、放送を巡る規制改革でご説明があった放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会は、規制改革推進会議で出たこういった答申を総務省内で具体的に展開することを目的とした総務省の組織なのでしょうか。

○奈良大臣官房審議官 そのとおりでございます。昨年の11月の第二次答申では、総務省と規制改革推進会議と両方で検討するという宿題が出たので、総務省は今、先生おっしゃったように、分科会を開いて検討し、規制改革は規制改革推進会議において継続的に検討して、それぞれ6月と、7月のタイミングで整理をした、そういうことでございます。

○石黒代理 わかりました。両方に宿題が出て、規制改革推進会議は最初にご説明があった諸点を内容とする第3次答申をこの6月に出されていますが、総務省の分科会はここで出た答申を具体化するための会合というよりは、並行して両方の検討があるということですね。

○奈良大臣官房審議官 そういうことです。

○石黒代理 ただ、お互いに情報交換というか、相矛盾するようなことをやることはあまり予定されていないので、イメージとしては、この第3次答申で出てきたような課題を総務省の分科会でも並行して検討を今後されていくという、そういう感じですか。

○奈良大臣官房審議官 そうですね。整理された方向性も、相当程度重複しているような中身もございますし、そういった意味で先生おっしゃったとおりでございます。

○石黒代理 仕組みはわかりました。

これは質問なのですが、6ページの(1)の通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築の箇所の①の2つ目のブレット・ポイントで、「NHK常時同時配信の是非につき早期に結論を得る」というお題が出ておりますけれど、これについては具体的に今後どういう進め方というか、あるいは課題があるのでしょうか。

○奈良大臣官房審議官 本件につきましては、6月4日の規制改革の3次答申の段階では、ここに書いてあるとおり、是非につき結論を得ると記載されてご



ございます。

もとより、後半の総務省がやっている検討会の親会では、2年近く、ずっとNHKの様々な問題を議論していきまして、そのテーマの1つに常時同時配信をどうするかというような話は入ってございます。

これにつきましては、同じく去年の12月に起草委員会というものを立ち上げて、元々あったのを活用して、年明け以降、本件を中心にこの半年間議論してきました。その成果自身は先日の検討会の親会の方に報告されまして、方向性として国民視聴者の理解を得られることを前提に一定の合理性があるというふうに、方向性としては既に出しております。

ただ、その際に、あわせて法律的な、さまざまなNHKのインターネット業務にかかる法令的な仕組みが現状あるのですけれども、それをそのまま適用するのかどうか等々の検討、そして、NHKがもとより、検討会で議論した流れの中で幾つか不祥事といたしまししょうか、そういったものもありました。そういったことも踏まえて、NHKの本体・子会社含めたガバナンス、そういったものもしっかり検討し、業務の見直しを行い、最終的には受信料をどうするかというような大きな課題、そういったものも含めて、いろいろ検討して欲しいということ、そういった方向性を出しまして、現在、それも並行してパブリックコメントにかけられているという状況にあります。

○石黒代理 わかりました。では、方向性は出ているというのはわかったのですが、実現に向かってはまだまだいろいろ課題があるという理解で正しいですか。

○奈良大臣官房審議官 そうですね。法制的な意味でいろいろ詰めるところはございまして、そこは総務省に鋭意検討するよという話になっていまして、それは鋭意検討しています。

先ほど少し申し上げましたが、NHKに幾つかの課題が提示されていますの

で、今、先生がおっしゃったように、いろいろ数も多いし、結構難しい課題もあります。ただ、それについてNHKがどのタイミングでどういうふうに行っていくということを公に示せるかによって、今後の流れが加速化するのか、時間がかかるのかというところは、そこはまだはっきりしていないというのが正直なところでは。

○石黒代理 素人目には、インターネットの同時配信の問題とNHKのガバナンスの問題というのはあまり直結しないというか、ガバナンスがきちんとしていないので同時配信は認められないというのは、あんまりぴんと来ないのですが、そもそもそこで異論が出ているので、まずはそこを応急処置というか、処置をした上で、国民の便利のために同時配信を進めるどうかを考えるべき、ということでガバナンスの話が出てきているのでしょうか。

○奈良大臣官房審議官 結局、今回整理した中身では、NHKは新たな業務として、無料でやると言っていますが、基本的に受信料を用いて常時同時配信をやるということですから、そこは国民視聴者、特に受信料を支払っていただいている方々に十分理解が得られるということが1点、その業務を実施し続けるためには、理解、信頼関係が持続していくということが前提になり、不祥事が本体・子会社で、多く起こっている中で、その対応を十分に行うことなく潤沢な受信料を使って新たな業務をどんどんやっていくというのは、本当にその理解、信頼を得られるのかをしっかりと押さえながら、やっていただきたいという方向性を出している、そういう理解です。

○石黒代理 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。じゃ、林委員、お願いします。

○林委員 さきほどの電波行政の分野と放送行政分野に関するそれぞれの報告書につきまして、意見と質問がございます。まず電波有効利用成長戦略懇談会報告書について、ここに書かれているいろいろなご提案については私も基本的

に賛成で、かつ、これを実現していくのは電波法制の大改正になるだろうなどというふうに思っております、今後の担当部局の奮起に期待したいところでございます。そういう前提において、1つ質問がございまして、非常に細かいところで恐縮ですが、最後の19ページの地域BWAのあり方についてでございます。

今回、19ページの地域BWAについて、地域BWAが利用されていない地域、時間帯についてはホワイトスペースと同様に周波数共用を推進するのが適当だということでございますが、地域BWAを今後どのように有効活用していくかというのは積年の課題だったというふうに承知をしております。

地域BWAというのは、御案内のように、地域に密着した地域事業者による地域の公共の福祉の増進を図ることが目的でございますので、その役割と意義は非常に重要である一方、これまで地域BWAの利用は低調にとどまってきたという指摘もある中において、国として地域BWAの普及・促進をどのようにこれまで図ってきたのかという点に私の関心はございます。

というのも、ここ10年ほど、私は、総務省が設置した電波関係をめぐりいくつかの種類の懇談会ないし検討会に構成員として参加させていただいたことがございますが、その際に、地域BWAバンドを、どのように有効活用していくかについて、様々な議論がなされていまして。すなわち、地域BWA制度をめぐっては、これを全国化することは、方針の大転換であり、潜在的な需要を有する地域事業者の十分な理解が得られるのか、とか、また、現在の制度では、いったん事業者に周波数を割り当てたら、返還させることは極めて困難であり、慎重に議論する必要があるのではないかといった議論があり、要するに、地域BWA存続の必要性、地域の公共の福祉要件のあり方、MVNOによる代替可能性、高度化システム導入の早期実施要望、全国系事業者による参入の適否、未参入地域での周波数活用方策、異免許人間キャリア・アグリゲーションの適

否、さらには国による支援要望といった論点や、人口カバー率などの開設指針・開設計画上の義務が及ばないことをどう考えるか、といった、実に様々な議論があったことを記憶しております。いずれにしましても、地域BWAバンドをどのように今後有効活用していくかについて、本懇談会でどういった骨太の議論がなされたのかについて、まずお聞きしたいというのが1点目の質問でございます。

続けて、放送を巡る規制改革のほうでございますけれども、先ほど石黒先生からご指摘のあった6ページのところでございまして、通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築というところで、これは直接今回の放送の諸課題とは直結しないかもしれないのでございますけれども、私、この間ずっと思っているところがございます、それは、放送と通信が融合ないし連携していく中において、放送法にいう「放送」の定義をどう考えていくべきかという問題があるのではないかとございます。すなわち、放送法にいう放送の定義のうち「公衆」というのは、不特定多数という意味ですので、送信者に対する受信者からの要求に応じてその受信者に対して行う送信は、相手が特定された送信となることから、「公衆」には当たらない、こういう解釈だと承知をしておりますが、しかし現実には、たとえば、IP放送とインターネットテレビの社会的機能は接近してきており、一方はいわゆるマルチキャスト、もう一方はユニキャストというふうに一応は分かれているとは思っておりますけれども、普通の受信者からすれば両者の細かな区分は分からない。今後は、インターネットを介した一斉同報等の放送に類似した動画送信の品質も向上し、両者の社会的機能がさらに接近することが想定されますため、ますます放送と通信とを区分する基準が見えにくくなります。もちろん放送というのはやはり一定の技術基準・内容基準を満たした高品質のものであるという点において、ある程度の品質上の区分はできるとは思うのですけれども、とはいえ、今後、中長期的な話です

けれども、放送と通信を切り分ける基準とといいますか、「放送」をどう定義するかは、課題になるのではないかというふうに思っております。特に、先ほど申しましたように、一般の受信者からすると、IP放送といわゆるインターネットテレビの境界がますます曖昧になってきている今日、そのあたり、ご意見というか、お考えのほどをご教示いただけましたらと思います。

○吉田会長 2点ご質問いただきました。それでは、地域BWAのほうからお願いできますでしょうか。

○金澤電波政策課企画官 地域BWAの課題はご指摘のとおりでございます。2年前、3年前で議論したときにも同じような議論がございました。十分な活用ができていないのではないかと、どのような対策をとるかということで、実際にうまく活用している事業者の事例、ケーブル事業者が多いわけですが、そういった事例を横に展開して、こういう使い方がありますよというようなことを総務省のクレジット、あるいはケーブル事業者、ケーブル連盟のクレジット両方で展開しようというようなことをやってまいりました。

それでも実際には自治体数でいうと10分の1ぐらいにはとどまっているわけですが、今回、そういった状況も踏まえて、どうすべきかという議論がございましたけれども、先生おっしゃった全国バンド化してはということもございましたが、非常に頑張っている事業者も実際ございます。その中で、ここに書いてありますとおり、最終的には空いているところであれば、それはすぐにも共用というか、2次利用になるんですが、ホワイトスペース的に使うことができ得るのではないかと、こういうひとまずのご提言をいただいております。

それで、あわせて全国との関係、全国BWAとの関係で言うと、地域BWA側からの要望を受けまして、公共の例えば見守りサービス等々の地域BWAらしいサービスを行いつつも、全国BWAのトラフィックを地域BWAの基地局で流すことによって、地域BWAの設備を有効活用するということは認めまし

ようということがご提言の中に入っております。これはそういう対応をすることは望ましいという、こういう一文になっているわけでございまして、公共と市場性のバランスをとってやっていきたいということが当面の目標と思っております。

○吉田会長 それでは、2つ目、お願いします。

○奈良大臣官房審議官 先生ご指摘のとおり、技術的な側面から通信サービスあるいは放送サービスは現状においても相当近接してきております。将来に向かっても近接してゆくと予測されますが、他方で、当面の実態面でいえば、この間のワールドカップサッカーもそうですが、同時にライブで多くの数のアクセスが可能となるのはやっぱり放送が圧倒的であって、それが先ほど先生がおっしゃった公衆という概念だと思えます。

当面は放送が持っている社会的影響力、俗にお茶の間理論とも言われていますが、そういったものは、長期とは言いませんけれども、中期的ぐらいにはやはり依然としてあって、そこの持つ放送の社会的影響力というものを十全に発揮してもらうためには放送政策はどうあるべきかということをお我々は希求していくことになるのではないかと認識しております。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○山田情報流通行政局長 若干補足させていただきます。電気通信の送信ということでは放送も通信も同じでございます。そういう中で放送について言いますと、例えば全国あまねく普及義務、努力義務の場合もございますが、あるいは災害報道ですとか、そういったコンテンツに係るさまざまな規律がございます。そういったものが一定程度国民の中に定着しているというふうに考えておりました。仮に技術的に一定の一体化が図られていくとしても、そういった機能を誰が果たし、どういったメディアが果たしていくのかというところを忘れずに検討していく必要があると考えておりました。それを通信と呼ぶのか、放

送と呼ぶのかということ以前に、そういった機能がまず必要であるということからまず出発をし、現在のメディアに関しまして、誰がその役割を果たしていただくのか、果たし続けていただくのか、あるいは新しいメディアでもあわせて果たしていただくのか、そういう議論をしっかりとしていく必要があると思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。テレビ会議でご出席いただいております櫻田委員のほうからはいかがでしょうか。

○櫻田委員 ありがとうございます。私からは、まずはじめに、懇談会で行われた政策議論の内容について前広にご提示いただき、意見を述べる機会をいただいたことについて、事務局・総務省に感謝申し上げたいと思います。

特に周波数割当制度の見直しについては、今後、いろいろと議論を深めて、最終的には立法化ということになっていくと思いますので、本日はぜひ申し上げておきたいことに絞ってお話ししたいと思います。

まず、経済的価値を評価項目として追加した総合的な評価方式の導入については、賛成です。ただ、経済的価値と書いている以上は、これは価値ですから、数値であらわせるものでないといけないので、これを評価するに当たっては数値的な基準を重視すべきだと思っています。

それから経済的価値以外の項目についても可能な限り定量化して、判断の透明性を担保すべきであり、制度は変わったものの、結局は、曖昧に決まっているように見えるというのは、避けるべきかと思っています。

したがって、1点目としては、この経済的価値を適切に反映させるためには、価格要素つまり経済的価値に係る負担額の評価についてはその配点があまり低くはいけない。これは私の単なる個人的な感想ですが、例えば50%を切るというのは、経済的価値を導入する意味が問われる可能性があり、2割、3割というのは低過ぎるだろうと思っています。

2点目は、先ほど申しましたように、経済的価値以外の項目についても何らかの形によって数値で示されるものでないといけないと思います。例えば安全性や信頼性、あるいは利便性の向上のようなものを含めて、可能な限り定量的な評価に置きかえていくことができないと、やはり曖昧さが残ってしまいます。本制度の最大の眼目である審査の透明性、客観性という点について、また課題が残ってしまい、導入の効果を正しく発揮できないと思っています。

また、狭義の意味でのオークション制度については、引き続き最新の動向を注視との総務省意見に私は賛成です。拙速に導入すべきではありませんが、一方、未来永劫、この狭義のオークション制度は導入すべきではないということでもないと思っています。例えば、フランスは総合的な評価制度で割り当てているようですし、一方でイギリスあるいはドイツは極めてトランスペアレントというか、シンプルなやり方で割り当てていると理解しています。

したがって、先ほどご提案がありました資料の11ページに、オークション制度については、「各国の状況等について引き続き最新の動向を注視することが必要」と懇談会報告書案で示されておりますので、未来永劫この評価方式のみで行くということではなく、不断の見直しを行うということをぜひ立法時に法の中に盛り込んでいただきたいと思います。それがないと、一度法で決めたことを見直すのは大変ですから、大きな環境変化にも柔軟に対応できるような仕組みに変えていくべきだろうと思っています。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。経済的な価値を踏まえた電波の割当て手法ですか、これに関して幾つかご意見を頂戴いたしました。特に総務省サイドからはよろしいでしょうか。

○金澤電波政策課企画官 貴重なご意見ありがとうございます。櫻田委員には4Gの追加割当てのときにも、将来においては可能な限り定量的な評価を入れ



るべきだというお話をいただきました。今後、実際に5Gの割当てに当たって、5Gの周波数の特性とか、あるいは時々の政策課題によって、どのような評価指標が適切かというのはまたその都度考えるべきことだと思いますけれども、世の中でわかりやすく、かつ透明になるように努めていきたいというふうに思います。

また、金額のバランスについても、過大にも、かつ過少にもならないよう、全体のバランスに留意したいというふうに考えております。

また、2点目でございますけれども、ご指摘のとおり、未来永劫特定のやり方が最適という保証はございません。このため、まだ先の話でございますけれども、新たな割当て制度が実現して、かつ、その制度を実際に運用し、その割当ての実例を積み上げる中で評価項目、配点含め不断の見直しをしてまいりたいというふうに思います。外国の事例についても、先ほど櫻田委員ご指摘のフランスの事例もございます。入札でも封印方式、競り上げ方式、要件をどう設けるか等々、さまざまございますので、最新の状況を十分ウオッチしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

○櫻田委員 これは法にはならないのですか、最終的には。

○金澤電波政策課企画官 立法時に法に盛り込むことということは多分に立法技術的な部分もございます。検討させていただきたいというふうに思います。

○櫻田委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○吉田会長 私のほうからもちっとだけお伺いしたいと思います。電波の割当てのほうは、先ほどのオークションの要素を入れることとか、あるいは、説明はなかったのですけれども、電波の共用を前提とした割当てを検討されるとか、非常に重要な検討項目が並んでおりまして、ぜひ活発に検討していただ

ればと思っております。

それで、放送の関係ですけれども、1点だけちょっとお伺いしたいと思いましたが、先ほど来、話題になっておりました6ページの通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築のところ、インターネット同時配信の件はもちろん私も重要だと思いますが、それに加えて、②の新規参入の促進の2つ目のところで、衛星放送の新規参入等を促進する観点から、帯域の有効活用を検証する仕組み云々と書かれておりましたが、このあたりがよく理解できませんでした。

といいますのは、以前この審議会でも議論されましたが、4K放送絡みでたでしょうか、今度、衛星放送に左旋偏波を導入して、新たなチャンネルがたくさんできたことに伴い、この前、募集がありましたけれども、まだかなりチャンネルには余裕があるという状況だと認識しているのですが、ここで新規参入等を促進する観点から帯域の有効活用を検証すると書かれていますのは、既存の衛星チャンネルをもっと有効に利用して、チャンネルを増やそうというような意味なのでしょうか。そのあたりの背景をお伺いできればと思います。

○奈良大臣官房審議官 言葉を相当はしょってしまして申しわけありません。議論としましては、会長ご指摘のとおり、右旋と左旋というのがあって、それはきちんと分けて議論すべきだということで議論しております。左旋については、ご指摘のとおり、空いておりますので、それをどう埋めていくかということを考えていきましょう。右旋についてはもうぱんぱんなんですけれども、そうはいっても、右旋で新たな参入があるということは、それはそれでいいことでしょうか。じゃ、そのためには、右旋の帯域は現状ぱんぱんな中できちんと有効利用されているということが確認できるというよいねと。

制度的な面で言うと、現状の放送法上は1回認定して、それを更新する際には帯域の有効利用を検証することにはなっていないくて、唯一マスメディア集中

排除原則のみを確認すると。それが問題なければ必ず更新するというのが放送法のたてつけになっておりますので、実行上はともかくとして、制度的にはそこは見れる仕組みになっていないので、そこは見れるようにしたほうがいいんじゃないだろうかということが指摘されて、それを検討しましょうということになっています。それを1行で言うところになっているということでございます。すいません、大変はしょってしまいました。そういう議論でございます。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございました。

時間も押しておりますが、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項につきましては終了いたします。どうもありがとうございました。

### (3) 日本放送協会平成29年度決算の概要

○吉田会長 それでは、次に残っております報告事項、日本放送協会平成29年度決算の概要につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○櫻田委員 会長、恐れ入ります。委員の皆さん、大変申しわけありません。ここで私、失礼させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉田会長 はい。どうもありがとうございました。

○櫻田委員 失礼します。

○吉田会長 じゃ、お願いいたします。

○湯本放送政策課長 放送政策課長でございます。日本放送協会平成29年度決算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

まず、一般勘定でございますが、29年度の決算におきましては、事業収入が7,202億円。それに比べまして事業支出が6,972億円。事業収支差金

としては229億円となっております。29年度の予算におきましては、98億円というのが黒字見込みでございましたので、それに比べたら黒字額が拡大したということが言えると思います。

その要因といたしましては、まず収入でございますが、予算を上回る受信料収入の増、20億円。これは具体的には当初の計画を上回る受信契約総数が増加したこと等によりますけれども、受信料収入等によって収入が増加したということでございます。

一方で、経費につきましては、例えば人件費の抑制で66億円ほか、さまざまな項目におきまして支出が予算に比べて減っておりまして、最終的に事業支出が47億円の削減となりまして、その差額で合計229億円の黒字になったということでございます。

なお、放送センター建て替えを予定しておりますが、この建物の工事費の相当分、約1,700億円でございますが、これにつきましては平成28年度末の時点で建設積立資産として全て確保済みでございます。したがって、229億円の黒字は全額、財政安定のための繰越金に繰り入れをするということになります。同時に29年度におきましては、地域の放送会館の建設等に使用するというので128億円取り崩しをしておりますので、最終的に平成29年度末の財政安定のための繰越金は1,058億円ということになります。

続きまして、放送番組等有料配信業務勘定、いわゆるNHKオンデマンド等のサービスに係る勘定についてご説明をさせていただきます。この勘定につきましては5年ぶりの赤字、具体的には20.8億円の事業収入に対して、21.2億円の支出ということで、差し引き3千万の赤字になってございます。具体的には、当初予定しておりましたVOD事業者への提供の減少等によりまして、収入が前年度比で1億円の減収になったこと等の理由により、このような赤字になっております。これによりまして、繰越の欠損金は73.6億円となってい

る状況でございます。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

1点だけお伺いしたいのですが、最後におっしゃいましたVOD、ビデオオンデマンドですか、これが5年ぶりに赤字になった理由といたしまして、VOD事業者への提供が減ったということですか。

○湯本放送政策課長 はい。具体的には、この事業は有料配信なので、直接ユーザーに提供する部分と、いわゆる最近のネット配信事業者等に対する配信のいわゆるB to Bの部分も含まれていまして、それが当初よりも若干少なかったというようなことによるものでございます。

○吉田会長 全体的にもそんな大きな金額ではないですけども、たまたまということなのでしょうか。

○湯本放送政策課長 そうですね。最終的な決算としては、当初の見込みと比しまして若干赤字になってしまったということです。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。でも、全体としましては非常に大幅な黒字ですね。

○湯本放送政策課長 そうです。黒字で決算としては好調だということです。

○吉田会長 なるほど。わかりました。ありがとうございました。

では、ほかにご意見がないようでしたら、本報告事項につきましては終了いたします。どうもありがとうございました。

以上で報告事項を終了いたします。情報流通行政局の職員及び総合通信基盤局の報告案件担当の職員は退出をお願いいたします。

(情報通信行政局職員・総合通信基盤局職員退室)

○林委員 会長、会長代理、そして委員の皆様、大変恐縮ではございますが、

所用があり、ここで失礼させていただきます。ありがとうございました。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の諮問案件担当職員の入室までしばらくお待ちください。

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (150MHz帯VHFデータ交換装置及び400MHz帯デジタル船上通信設備の導入)

(諮問第21号)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (150MHz帯VHFデータ交換装置及び400MHz帯デジタル船上通信設備の導入)

(諮問第22号)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。初めに、本日の人事異動で着任された方がいらっしゃいましたら、一言ご挨拶をお願いいたします。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 本日付で電波部の基幹・衛星通信課長を拝命しました豊嶋と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○塩崎電波環境課長 失礼いたします。本日付で電波環境課長を仰せつかいました塩崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは審議を開始いたします。諮問第21号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (150MHz帯VHFデータ交換装置及び400MHz帯デジタル船上通信設備の導入)、及びこれに関連します諮問第22号、周波数割当

計画の一部を変更する告示案につきまして、豊嶋基幹・衛星移動通信課長及び布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 基幹・衛星移動通信課長でございます。それでは、諮問第21号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案についてご説明させていただきたいと思っております。

本件は、1ページにありますとおり、150MHz帯のVHFデータ交換装置、それと400MHz帯のデジタル船上通信設備の導入と、2つのシステムの導入に関するものでございます。

お手元の資料ですと、3ページ目以降をご覧くださいと思います。こちらの資料で順次ご説明させていただきたいと思っておりますが、本件、いずれのシステムもまず海上分野に関係する案件でございます。

一般的に船に搭載をされています無線通信の機器につきましては、平成11年にGMDSSという遭難安全制度の完全導入がされて以降、約20年間経過をしているところでございますが、その間、特に無線通信については高度化というのがされてきていなかったという状況でございます。現実的にはいわゆるアナログの音声通信の利用というのが主流になっているということでございます。

こういうものの中、今般、国際電気通信連合（ITU）で世界無線通信会議（WRC-12及びWRC-15）というのが開催されまして、この海上無線通信に関しましてデジタル通信技術を活用するというところで、データ通信の利用だとか、あるいは逼迫する周波数の解消を図るというための狭帯域化ということについて決定がなされたところでございます。

今般は、これらの通信技術を活用した無線システムを国内に導入ということで、平成28年12月から情報通信審議会におきまして、この2つのシステムの無線設備の技術基準について検討を進めてまいりまして、本年2月に情

報通信審議会から答申を得たところでございます。したがって、本件は情報通信審議会からデジタル海上無線通信設備に係る技術的条件の答申内容を受けた制度整備ということで、電波法施行規則等の関係省令の一部改正をお願いしているものでございます。

冒頭申し上げましたとおり、今回新たに導入するデジタル海上無線通信設備というのは、3ページの下にございますが、2つございます。

まず、150MHz帯の周波数を使うものでございますが、船舶と陸上、あるいは船同士、船舶相互間におきましてデジタル通信技術を活用してデータ通信を行うVHFデータ交換装置というものと、400MHz帯の周波数を使いまして、これは主に船の中、船内の作業連絡というような、いわゆる乗組員の相互連絡に使っている船上通信設備というものでございますが、これにつきまして、デジタル通信技術を活用して、いわゆる電波の狭帯域化を進めるという観点で、デジタル海上通信設備の導入を図る。この2点のものでございます。

4ページ目でございますが、これらの現状の概要でございます。上のほうが150MHz帯の国際VHFと呼ばれているものでございますが、船舶と陸上あるいは船相互間におきまして、主に船舶の航行の安全を確保するための無線の電話ということで、国際的に共通に使用されているものでございます。100トン以上の船舶につきましては、SOLAS条約というもので搭載が義務づけられているものでございますが、現在はアナログの音声通信の利用が主流、主体になっております。

下段のほう、これは400MHz帯の船上通信設備というものでございますが、これは主に船舶内の船員同士、乗組員同士の連絡手段として使っておりますが、こちらもアナログ音声通信の利用となっているところでございます。

今回のVHFデータ交換装置の導入に関しましては、5ページ、次のページをご覧くださいければと思いますが、これが概要でございます。主に、最近、デ



ータ通信というのは、当然陸上は言うまでもない状態でございますが、海上におきましてもデータ通信を可能にするというシステムの導入が望まれているという状況がございまして、同じように船舶と陸上の間、あるいは船舶相互間におきまして、アナログ音声通信を今行っている国際VHFの周波数帯の一部に新たにデータ通信の利用を導入するというものでございます。

使う周波数の配置が、ちょうど下のほうに帯のように載っておりますが、この黄色の部分、これは赤も込みですが、黄色の部分が現在、いわゆるアナログ音声通信で割り当てられている周波数でございます。上に赤で塗り潰している部分ですが、この黄色で囲まれているところの一部の中にデータ通信の専用周波数として今般導入するものでございます。

次に6ページ目でございます。これは400MHz帯のデジタル船上通信設備の部分でございますが、こちらは主に船の中の各種作業連絡用ということで、乗組員間で使うアナログの音声電話ということで使っているものでございますが、周波数帯が457、それと467MHz帯にそれぞれチャンネルでいうと3波ずつ、ですから2つ合わせると6波の周波数が国際的に今使われているところでございます。近年、周波数の逼迫状況を解消するという目的で、同じ周波数の帯域の中にいわゆるデジタル通信方式を入れて、よりチャンネルを多く確保しようというものでございます。

デジタル通信方式の無線設備を用いますと、チャンネルの間隔がアナログに比べて狭くなりまして、チャンネル間隔が6.25kHzでデジタルの音声電話が可能になるということでございますので、従来457、467MHz帯のそれぞれ3チャンネルを確保しているものが、デジタル無線になりますと、それぞれ12チャンネルということになりますので、周波数の利用効率が約4倍向上するというところで、いわゆる周波数の逼迫解消あるいは利便性の向上にも強く期待されているところでございます。

この導入にかかわる関係省令の改正の概要は7ページ目でございます。7ページに関係する省令を並べておりますが、下線を引いている部分につきましては電波監理審議会の必要的諮問事項となっているものでございます。

順次に上から説明申し上げますが、まず、電波法施行規則関係では、今回新たにVHFデータ交換装置を導入するということで、施行規則の2条にその定義を追加するというものが最初のものでございます。

その次ですが、船上通信設備の関係でございますが、周波数、電波の型式、あるいは空中線電力について、デジタル通信方式のものを新たに追加するというのが第13条の3の3の部分が該当するものでございます。

その下、下線を引いてございますが、第33条の関係は、これは無線従事者の操作関係でございます。VHFデータ交換装置につきましては、これはデータ通信を行うものということで、陸上関係の無線設備と同様に、その無線設備の通信操作については、無線従事者による操作を不要にする、いわゆる簡易な操作として位置づけるということで、そのための所要の規定整備をするものでございます。

それと、その下ですが、同様にVHFデータ交換装置につきまして、定期検査の対象設備として、特定船舶局、これは5年が定期検査の間隔になりますが、この対象として設けることという規定の整備をするものでございます。

その下の無線局免許手続規則関係でございますが、これは無線局の申請に係る申請様式ということで、新たにVHFデータ交換、それとデジタル船上通信のこの2つのシステムに関する様式を追加するというものでございます。

それと、その下、無線設備規則関係でございますが、2つのシステムについての技術基準を定めるということでございます。これは別の資料を用意していますので、後ほどまた追加で説明をいたします。

その下、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則関係は、デジタル

交換装置、デジタル船上通信設備につきまして、無線局を開設するときに検査を不要とするというような簡易な免許手続きを可能とするという観点から、技術基準適合証明を取得できるように、特定無線設備の対象として規定を整備するという内容でございます。

そして、最後に、登録検査等事業者等規則関係につきましては、VHFデータ交換装置につきまして、登録検査または登録点検における実施項目の規定を整備するという内容でございます。

8 ページ目でございますが、先ほど申し上げた技術基準を表にまとめたものでございます。規定の整備としましては、一番右側に改正規定というところがございますが、下線を引いているところ、設備規則の第45条の3の6あるいは45条の3の7と書いているものでございますが、これは45条の3の6というのはVHFデータ交換装置に係るもの、その下の45条の3の7はデジタル船上通信設備のそれぞれのシステムごとの技術基準について新たに整備をしているものでございます。

それ以外の部分については、いわゆる共通として使うものについての規定を新たに整備するというものでございます。なお、150MHz帯のVHFデータ交換装置、これちょっと欄が3つございますが、チャンネルの幅のバリエーションとして、25kHz、50kHz、100kHzと、その3つのパターンを使用することが可能という内容になっておりまして、例えば一番最大のもの、100kHzの幅のものを使用した場合は、データ速度として300kbpsのデータ伝送が可能になるということで、イメージで申し上げますと、各種データ通信をはじめ、例えば静止画等の利用も可能になるような内容でございます。

それとあと、400MHz帯については、これは先ほど申し上げたとおり、チャンネルの数が現行アナログでは6チャンネルでしたが、今回のデジタル方

式の導入により、同じ帯域の幅の中で24チャンネルを確保できるというものでございます。

以上が、改正の規制内容でございますが、この省令の施行期日につきましては、答申を受けた場合には速やかに関係省令の改正を行うということを考えておりまして、公布の日の施行を予定しております。

また、本件につきましては、本年5月19日から6月18日まで意見募集を行いました。特段の意見の提出はございませんでした。

以上が諮問第21号の説明となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。では、引き続きまして、お願いします。

○布施田電波政策課長 電波政策課長の布施田でございます。諮問第22号の説明資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

諮問第22号は、先ほどご説明のありました装置と設備を導入するための周波数割当計画の変更でございます。

まず3ページをごらんください。まず、150MHz帯VHFデータ交換装置の導入についての説明をさせていただきます。諮問の概要は、先ほどご説明がありましたとおり、審議会委員の答申を受けて、実際の方式のVHFデータ交換装置を実現しようというものでございます。

周波数の割当計画では、従来のアナログ音声などの利用に関する使用条件を周波数の使用に関する条件の欄というところに記載したものでございます。下側の左側の枠が変更前でございます。その中ほどに、小さい字で恐縮ですが、周波数の使用に関する条件と。ここに国際VHF用など、さまざまな使用条件が記載されているところでございます。

従来から当該周波数帯を利用する海上通信につきましては、世界無線通信会議で決定した無線通信規則を遵守する必要があるところでございます。今回、

VHFデータ交換装置の制度化に当たり、この規則の同一内にあります別表3-4というのがございます。赤字で書いてあるところがございます。別表3-4自身に使用条件も書き込まれてございます。先ほど、WRC-12で決定した事項でございますので、別表3-4に既にVHFデータ交換装置が記述されているところがございます。このように、規則の中の周波数の使用に関する条件の欄と、さらに別表3-4と2つ同一の規定があったものでございますので、以後は、変更後は周波数の使用に関する条件の欄の用途の制限を削除する。別表3-4で規定するというにすることにするものでございます。

続きまして、4ページ目でございますが、400MHz帯デジタル船上通信設備についてご説明させていただきます。諮問の概要のとおり、審議会の答申を受け、400MHz帯船上通信設備にデジタル方式を導入するものでございます。

変更のイメージにありますとおり、下の図の左側が現行でございます。青色のものがアナログ用の周波数とチャンネルでございます。

その下側が変更案でございます。変更前は青色のアナログチャンネルが6チャンネルあったところ、右側の467MHz帯のアナログチャンネルをまず削除いたします。また、緑のデジタル用周波数でございますが、ここは12.5kHz間隔のチャンネルと6.25kHz間隔のチャンネルが規定されていたところでございますが、周波数の有効利用の観点から、また運用の容易さの観点から、12.5kHz間隔の周波数はデジタル方式としては採用せずに、6.25kHz間隔のみを採用することとしたということでございますので、12.5kHz間隔のチャンネルの表を削除するというものでございます。

こちらにつきましてパブリックコメントいたしました。本年の5月19日から6月18日までの間、パブリックコメントを実施したところ、周波数割れで計画の変更に関する意見はありませんでした。

施行期日でございますが、本件の施行期日につきましては、先ほどの諮問第21号とあわせて速やかに施行することを予定しております。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ただいま豊嶋基幹・衛星移動通信課長並びに布施田電波政策課長からご説明いただきました諮問第21号並びに第22号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、第21号の説明資料の5ページで、ご説明いただいた内容につきまして、2点ほどお伺いさせていただきます。1点目は、下部の周波数配置のところ、オレンジ色ですか、現在海上移動業務、アナログ音声通信が使われているところですが、この中で、赤で塗った一部だけデータ通信を導入されるというご説明だったかと思うのですけれども、これは現状のニーズとかさまざまな状況に照らし合わせて、この赤の部分だけデータ通信用に変えれば十分である、ほかの部分はこれまでどおりアナログの通信でやろうということで合意されたから、こうなっているわけでしょうか。

それから2点目は、このVHFデータ交換のイメージ図で船舶間とか船舶と陸上局の間等の通信を行われると伺ったのですが、送信電力にもよると思うのですが、距離的にはどれぐらいの距離を想定されているのでしょうか、その2点ちょっとお伺いできればと思います。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 まず、第1点目のご質問でございますが、周波数の割当ての赤の分量というものにつきまして、冒頭で申し上げたとおり、国際VHFの活用ということでございましたので、WRCの中でこの周波数を使っていくという形で決まりましたので、その決定に従ったということです。

○吉田会長 世界的にこれでやろうということになったのですね。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 世界的な合意を受けたという形でございます。

○吉田会長 わかりました。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 それと2点目のいわゆる通信距離の部分でございませうけれども、まだ製品として世の中に出ているわけではないので、あくまで机上検討のレベルでございませうけれども、例えば船と船の間のイメージでいきますと、大体つかみでいうと数十キロ程度の距離の間の通信ができる。

もうちょっと細かいことを申し上げますと、先ほどデータ通信のチャンネル幅についていろいろ種類があると申しましたが、比較的大容量を送れる100kHzの一番広いものでございませうと、逆に若干距離が縮まりまして、船舶間だと最大1キロか2キロぐらいという形になりますので、大体数十キロから数キロ以内で使うようなイメージになろうかと思えます。

○吉田会長 わかりました。そうすると、その距離を超えて通信したいという要望があったときは別途、衛星か何かを使うような回線を装備しなければならないという理解でよろしいでしょうか。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 それについては、まさにWRCで今後の議論となっており、実はこのバンドそのもの自身で全てがWRC-15で決定したわけではなく、今まさにご指摘いただいた、例えば衛星を使う活用だとかについても、次のWRC-19で事案は引き続き検討する部分が残っておりまして、その中の1つとして衛星の活用も挙げられているということでございませうので、ご指摘のとおり、徐々にデータ利用の部分が増えてきますので、これで完成というよりも、ここがスタートのことでまず整備するところは整備していくと。次のWRC-19のまた議論を受けて、必要な整備でいわゆる拡張していくような可能性が今ちょっと出てきております。まずは今、決まったものを整備させていただき、そういう趣旨でございませう。

○吉田会長 どうもありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、諮問第21号及び第22号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

(3) 平成29年度電波の利用状況調査の評価

(諮問第23号)

○吉田会長 次に、諮問第23号、平成29年度電波の利用状況調査の評価につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 電波政策課長でございます。諮問第23号の説明資料に基づきまして、平成29年度の電波の利用状況調査の評価案についてご説明申し上げます。

毎年、評価案を諮問させていただいておりますが、電波法第26条の2の規定に基づき、周波数を3区分に分けて毎年実施しているものでございます。平成29年度は714MHz以下の周波数帯域が対象となっているものでございます。

参考資料を用いて説明させていただきます。3ページをごらんください。平成29年度の調査の概要でございます。3の調査対象でございますが、平成29年3月1日現在の無線局、436万2,000局、調査対象でございますが、免許人の数は170万4,000ということになってございます。

6の調査方法でございますが、私どもで運用しております総合無線局管理ファイル、パートナーですね、これを用いまして免許人の数、無線局数などの集計、分析を行っております。それに加えまして、免許人の方々に無線局の使用実態などを質問する質問票を出しまして、その回答を集計、分析することにより取りまとめているところでございます。



7の評価案へのパブコメについては既に実施しております。92件の意見提出がございましたが、その概要は後ほど紹介させていただきます。

また、今回の評価におきましては、充実させた点がございます。(8)でございます。一部の無線システムの通信時間、災害対策などの状況について分析したことと、②で調査・分析結果を地図やレーダーチャートなど見やすさの向上を図りました。これらも一部を資料に含めているところでございます。

おめくりいただきまして、次、4ページ目でございます。全体の概要、調査・評価結果でございます。左側の円グラフでございますが、周波数区分ごとの無線局数の割合及び局数を示したものでございます。大きく占めていますのは335.4MHzを超えて、714MHz以下の周波数区分を使用している無線局が最も多く、全体の56.4%を占めております。

また、右側は地方の総合通信局ごとの無線局数の推移でございます。中国局と九州局では微減となっております。その他、関東局では11%の増加ということで、全国としても増加傾向にございます。

続きまして、5ページ目でございます。ここから各帯域区分の評価のポイントでございます。まず、26.175MHz以下の周波数帯でございます。この周波数帯は全体の98%がアマチュア無線で利用されてございます。

下の赤枠の2番目の段に評価結果のポイントがございます。ここでのポイントは、この周波数帯は電離層反射などによる長距離伝送が可能になるという特性を有しておりまして、中波放送、短波放送、航空通信システム、船舶通信システム等の陸上、海上及び航空の各分野で多様で重要な電波利用システムで利用されていること、また、船舶無線及び航空無線のシステムでは今後も一定の需要が見込まれているということを踏まえまして、適切に利用されていると評価しております。

続きまして、6ページ目でございます。26.175MHzを超えて50MHz

z以下の周波数帯でございます。この帯域は全体の約82%がアマチュア無線局、約17%が船舶無線に利用されているところでございます。

同時に、下側でございます評価のポイントでございますが、船舶無線の局数は減少傾向にございますが、漁船の安全操業などを確保するために必要不可欠のものであり、今後も一定の需要が見込まれるとともに、その他、アマチュア無線、新たな海洋レーダーVHFなど、広く利用されているとともに、またラジオ・ブイなどの一部の電波利用システムでは増加傾向にもあるということ踏まえまして、適切に利用されていると評価してございます。

続いて7ページ目でございます。50MHzを超えて222MHz以下の周波数帯でございます。ここは全体の約62%がアマチュア無線局、約11%が簡易無線に利用されているほか、陸上運輸用の無線、また列車無線など多様な電波利用システムに利用されているところでございます。

評価結果のポイントでございますが、鉄道などの公共分野の自営通信のほか、FM放送などの多様で重要な電波利用システムに利用され、また新たに整備されたFM補完中継局の設置状況なども踏まえまして、適切に利用されていると評価してございます。

その上で、放送中継用の無線、この受信機側ですね、受け手側、受信機側の通過帯域幅を調査したところ、占有周波数帯幅の許容値に比べ相当広い通過帯域幅を持つ受信機が使用されてございました。受信機が必要以上にほかの無線局の電波も拾ってしまうということでございますが、ここでございますと、必要以上に他の無線局の周波数利用を妨げる場合があるということでございますので、デジタル方式に移行するなど推進する必要がある旨を指摘させていただいてございます。

続きまして8ページ目でございます。222MHzを超えて335.4MHz以下の周波数でございます。この周波数帯は全体的に無線局数が伸びている

状況でございます。特に260MHz帯は、消防用無線ですとか防災行政用無線の移行先でございますので、消防用デジタル無線（陸上移動局・携帯局）用でございますが、前回の調査より約4万9,000局増えているなど、順調に移行が進んでいるのがわかります。

下の評価のポイントでございますが、この周波数帯は他の周波数帯を使用している消防用無線や防災行政用無線の移行先であり、今後も無線局数の増加傾向が続くと見込まれるとともに、防災行政用無線、消防用無線、航空通信システムなどの多様で重要な電波利用システム用に使用されていることを踏まえ、適切に利用されていると評価してございます。

ただし、その上で、280MHz帯電気通信業務用ページャー、無線呼び出しですね、こちらにつきましては現状の需要に応じた帯域幅に見直すこと、また、広域用のセンサーネットワークのニーズがあることから、センサーネットワーク用の周波数の確保を検討していくことが必要となっているということを指摘させていただいてございます。

次の9ページ目でございます。最後でございますが、335.4MHzを超え714MHz以下の周波数帯でございます。この周波数帯で無線局数につきましては、簡易無線局が約56.4%を占めております。それにアマチュア無線、タクシー用のデジタル無線を加えますと、全体の約81.4%を占めているというところでございます。

評価のポイントでございますが、この周波数帯は防災行政用無線、ガスなどの公共分野の自営通信、デジタルテレビジョン放送など、多様で重要な電波利用システム用に使われてございます。また、簡易無線、アマチュア無線、タクシー無線など、幅広く使われていることもございますので、適切に利用されていると評価してございます。

その上で、350MHz帯のマリンホーンについては、旧規格の使用期限を

踏まえまして、平成34年までに他の無線システムに代替など移行を図ること、また、この周波数帯を使用している陸上系のシステムで、現在アナログ方式を採用している機器につきましては、周波数の有効利用の観点からデジタル化、また狭帯域化を促進していくことが望ましい旨、指摘させていただいております。

以上が周波数帯の利用状況調査でございます、次に10ページ目をごらんくださいませ。先ほどのご説明で今回充実を図った点を申し上げましたが、免許人から回答をいただきました運用管理の取り組み状況を調査いたしました。その結果をもとに、地図やレーダーチャートとして見やすくしたものでございます。

左側のレーダーチャートでございますと、運用時間、例えばその無線機器がオンにしている時間はどうなっているのかですとか、火災対策といえますのは、火が出ることに對する事前の備えをどれほど対策しているのかというものを見やすくしたものでございます。また、それを地図上で各地域ごとの対策状況が見れるようにしたものでございます。この図が10ページ、11ページ、12ページと続いてございます。

また、13ページから15ページは、参考として、今回の調査の対象となりました周波数帯での使用状況を帯グラフとして示したものでございます。

次に、16ページまで飛んでいただきますようお願いいたします。ここでは委員限りということで、16ページから26ページまで発射状況調査のポイントという資料をつけさせていただいております。この調査は、私どもが持っております電波監視システムを使いまして、実際の現場、フィールドでどの程度電波が出ているかを実測したものでございます。

16ページに今回調査をした対象のシステムを上から10個、10システムでございます。調査日数は、アマチュア無線以外のものにつきましては連続し

て1週間、アマチュア無線につきましては4日間設定したものでございます。やはり実際測定するには制約がございまして、限られた地点だけ、また限られた時間でございますので、今回の評価には使っておりません。この調査結果のサンプルを次ページ以降つけてございます。

例えば、17ページのサンプルの見方でございますが、17ページは、今年の1月29日から2月4日まで1週間、札幌市で150MHz帯の簡易無線の使用状況を私どもの電波監視設備で測定したものでございます。ここでグラフが7個ございますが、どれか1つ見ていただいて結構でございますが、グラフの横軸は周波数軸でございまして、左側は低く154.63から、右側が高く156.6MHzになってございます。縦軸は、上から下に向かって時間でございます。上が0時、下が24時になります。その中で電波が出ていたところを黒い点で出してものでございます。これを見ていただきますと、どのチャンネルでどの電波が何時ごろ出ているかというものがわかるものでございます。

以上、このサンプル結果を載せてございます。

最後、27ページでございますが、この電波利用状況調査の調査と評価制度の概要を参考でつけさせていただいております。

最後に、28ページにパブリックコメントについての意見を紹介させていただいております。1カ月間、意見募集を行いました。合計92件、内訳としましては法人から2つ、個人から90名の方から意見が提出されてございます。個別の内容は次ページ以降記載してございますが、28ページに主なものを挙げてございます。

まず最初の件、75件の意見が寄せられたところでございますが、特に26.175MHz以下の周波数区分の評価で、適切に利用されているという結論に同意できないというご意見でございます。その理由は、船舶無線、ラジオ・ブイの免許数が年々低下しているということと、アマチュア無線の局数は年々増

えていると。アマチュア無線局の中の1.8MHz帯、3.5MHz帯、3.8MHz帯の3つの周波数帯は非常に狭くて、複数の帯域に分かれているということで、運用もしづらいということで、また、アマチュア無線のほうからはこの3つの周波数帯の大幅な拡張を要望するという内容のものでございます。同様のご意見が75件あったものでございます。

私ども総務省の考え方でございますが、総務省の考え方の欄に書いてあるとおりでございますが、適切に利用されているとの評価案は、アマチュア無線局のほか、船舶無線局、航空無線局など周波数帯に係る全体を見たものでございます。また、船舶無線、航空無線は長距離通信ですし、人命にかかわる無線システムでもあり、また、国際的に共通な周波数を利用しているものでございますので、前回調査結果に比べて減少傾向にはあるものの、一定の需要はあることを踏まえて、適切に利用されていると評価しております。ですので、原案どおりとすることとしてございます。

また、1.8MHz帯、3.5MHz帯及び3.8MHz帯のアマチュア業務への分配につきましては、既存の業務用無線の動向なども踏まえて、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

次の1件は、アマチュア無線の表記の方法のご意見でございまして、そのとおりでございますので、こちらはそのとおりに修正させていただきます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○石黒代理 1つ質問なのですけれども、パブリックコメントの17ページ、75件も同じ意見が出ています。背景を知らないのですが教えていただきたいのですが、アマチュアの方たちは、自分たちに割り当てられている帯域が飛び飛び

で、少なくとも利用しづらいので何とか広げて欲しいと言いたいのだと思うのですが、彼らが主張している、ほかの国では認められている帯域が我が国ではアマチュアに付与されていないというのは、それはどういう理由でそうなってしまったのでしょうか。

○布施田電波政策課長 アマチュアの無線帯域も国際的な議論で決まっています。先ほどご質問ありました国際電気通信連合の無線通信規則に決まっています。それも世界中を3つの区域に分けて決めているものでございます。それを、あとは各国主権になります、国内の事情におきまして、それを国の中で配分してございます。

国際的にもアマチュアだけに配分するのではなくて、アマチュアと陸上業務、海上で無線通信業務に使うようにということになってございますので、どのように共用していくかとか、どのように分配するかということは各国それぞれの状況を見ながら配置しているということでございます。

ですので、ご指摘がありましたとおり、この国では使えて、この国では使えないという事情が起きているところもあるのは事実でございます。

○石黒代理 では、日本だけが非常に少ないわけではなくて、この彼らのコメントを見ていると、ほかの国はたくさん使えるのに我が国はどうして使えないのだ、という論調なので、事実はそうではなくて、日本だけではなくて、国際的に見ると別にそんなに珍しい状況じゃないということですか。

○布施田電波政策課長 はい。ただ、国によっては、ここまで使えてしまっている国もございますのも事実でございますので、そこをとらまえて、そうしてほしいというご要望があるのもよく意見としては理解できますので。

○石黒代理 そういうことなのですね。

○布施田電波政策課長 ええ。いずれにしましても、今後の状況を見ながら適切に分配していきたいと思えます。

○吉田会長 では、私のほうから幾つかお伺いさせていただきたいと思います。  
3点ほどございまして、1点目は、ご説明いただきました資料の4ページのところで3年ごとの比較が出ておりましたが、関東局だけかなり目立って伸びているという結果が出ていますけれども、この理由というのは何かあるでしょうかというのが1点目です。

それから2点目は、8ページのところで、280MHzの無線呼び出し局、いわゆるページャーについては見直すことが適当であるという意見が書かれていまして、実績として、8ページの中ほどに3年ごとに32局、29局、37局と、非常に意味少ない局数なわけですがけれども、これを見直されることは適切だと思うのですが、従来のやり方ですと、どこまで許容されていたとか、あるところまで達したら、例えば電波の割当てをやめちゃうというような、そういうルールは今までのところはなかったのでしょうか。このあたりの考え方をお伺いしたいと思います。

それから3点目は、10ページ以降に見られるとおり、今回初めて地図やレーダーチャートを用いて見やすさの向上を図られたということなのですが、例えば10ページの左側のチャートを見ますと、故障対策のところですがなぜか県の防災用無線以外が目立ってへこんで低くなっているようなのですが、その理由について、ご参考までにお伺いできればと思います。よろしくお願いたします。

○布施田電波政策課長 説明補助者からも説明させていただいてよろしいですか。

○吉田会長 どうぞ。

○説明補助者 私のほうから説明させていただきたいと思います。まず第1点目の4ページ目の関東局が増えている理由ということでございしますが、今回の調査において特段の特殊な事情はなかったかというふうに考えています。一



一般的に関東局の範囲という、所管する範囲ということは、需要として関東が非常に多いということ、あるいは大都市圏で人口が集中しているということから、人数が非常に多いということで、関東局が非常に伸びているのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、ページャーの8ページの部分でございますが、どのタイミングで周波数移行をしていくかというような基準的なものでございますが、そういった明確な基準というものは特に規定はしておりません。やはり利用状況だとかを踏まえながら、今後の周波数事情、それから周波数政策とかを踏まえて、その上で、我々として利用状況調査の中で一定程度の幅を、ページャーの場合、10.3MHzほど幅を持っておりますので、37局に対して少し見直しをしたらどうかという意見を添えさせていただいたところでございます。この意見を踏まえまして、この後、周波数再編アクションプランというものがございしますので、そちらの中でどのような検討だとか政策への反映がされるかというような点になるかというふうに思います。

それから、最後の10ページ目のデータ状況の関係でございます。故障対策のところ非常に市町村防災だとかがちょっと低いんじゃないかというようなことではございますが、理由のところではございますが、今回の調査においては、故障対策を行っているかどうかということをお伺いさせていただいております。特に故障対策の内容として、代替用の予備送信機の設置等について伺っております。その設置されていなかった理由については今回調査として行っていないというようなこともあって、具体的な理由は現在のところはわかりませんが、ただ、今回の調査結果を踏まえまして、各総合通信局において、これからの免許人へのヒアリングだとか指導だとか、そういったところでこういった調査の結果を有効に活用させていただいて、今後の電波の有効利用に利用していきたいというふうなことで、今回このような表記というか、このような分析をさせ

ていただいたところでございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。では、最後の故障対策のところは、代替用の予備用装置がないことが対策が不十分な代表例として調査されているということですね。

○説明補助者 そうですね。ないから、もしかしたら私どもはしていませんというふうに丸をつけられたかもしれません。あと、市町村によって予算の規模だとかも違うということもあって、その辺の事情の差異が出ているのかもしれない。

○吉田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見がないようですので、諮問第23号につきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 ありがとうございます。それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

#### (4) 指定較正機関の指定

(諮問第24号)

○吉田会長 次に、諮問第24号になりますが、指定較正機関の指定につきまして、塩崎電波環境課長からご説明をお願いいたします。

○塩崎電波環境課長 電波環境課長の塩崎でございます。諮問第24号の指定較正機関の指定についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目の諮問の概要のところでございますが、一般財団法人日本品質保

証機構から電波法の102条の18第2項の規定に基づきまして、指定較正機関の指定について申請があったところでございます。同条の第5項及び同条第6項の欠格事由に照らし合わせて、その内容を審査いたしましたところ、適合している、あるいは該当なしと認められるものでございました。つきましては、電波法第99条の11第1項第4号の規定に基づきまして、指定の適否について諮問させていただくものでございます。

申請の概要のところでございますが、まず、申請者の日本品質保証機構についてでございますが、昭和32年に設立されて以降、電気製品に関する認証それから試験等を実施してきております。その認証等に必要となります質量計や温度計等の較正をこれまで計量法に基づき行ってきており、電波を計測するための測定器等の較正についても同様に取り組んできているところでありますが、今般、電波法に基づく指定較正機関としての較正業務を行いたいということで申請があったものでございます。

申請でございますが、今年の6月22日にごさしまして、大阪府にあります関西試験センターという事業所におきまして、8月の10日から較正業務を開始したいということでございます。

2ページ目には電波法の関係条文の抜粋を記載しておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

それでは、3ページ目をごらんいただければと思います。指定較正機関制度についてということでございますが、総務大臣が指定します指定較正機関が登録検査等事業者や登録証明機関の使用する測定機器等の較正を定期的に行うという制度でございます。指定較正機関による較正を行うことによりまして、測定器等が周波数や電力等を正確に測定できるよう、測定に関する技術的正確さを確保することを目的としているものでございます。

現在、テレコムエンジニアリングセンター、キーサイト・テクノロジー、イ

ンターテックジャパンの3社が指定較正機関となっており、指定較正機関が使用する較正器につきましては技術的正確さを確保するため、情報通信研究機構がそれらの較正器を較正しているところでございます。

指定較正機関制度に関する説明は以上でございます。

次に、4ページから6ページ目の資料でございますが、参考資料といたしまして、登録検査等事業者、それから登録証明機関に関する概要を記載させていただいておりますが、説明は省略させていただきます。

それでは、7ページ目をごらんいただければと思います。今回の申請に対する審査結果の概要についてでございますが、詳細につきましては9ページから15ページのところに記載しておりますが、ここでは審査結果の主なポイントをまとめてございますので、これをもってご説明をさせていただければと思います。

審査事項の一番上のところでございますが、業務計画に係る適正性についてでございますけれども、較正を行う機関に関する国際標準でございますISO/IEC 17025に準じて作成されました品質マニュアルに定めておりまして、較正の業務を行う組織、それから運営体制が明確かつ合理的に規定されているところでございます。

それから、較正を行う較正員につきましては、要件である無線従事者が所属しております。また、較正に用いる較正器については既に保有していることから、適合していると考えているところでございます。

次に、業務計画の実施に係る財政的基礎についてでございますが、直近の会計年度としまして、昨年4月から今年3月における経常増減額は約11億円となっており、十分な収益力を確保しているものと考えております。また、短期的な決済能力につきましても、流動比率が約430%、固定比率が約93%といったところから、特に問題はなく適合しているものと考えてございます。

それから、表の一番下に飛びますが、較正業務の実施に係る公平性につきまして、これにつきましては、コンプライアンス推進規程あるいは公正取引遵守規定というものに基づきまして、従業員が不正な行為を行わないよう研修等を実施しておりまして、また、申請手続き等につきましてもホームページで公開することとしていることから、適合しているものと考えてございます。

引き続きまして、8ページ目をごらんいただければと思います。その指定をすることによる較正業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないことについてでございますが、既に指定較正機関として指定されている3社による指定較正の合計売り上げと比較しまして、今般申請のあった日本品質保証機構が見込んでいる収入は低い割合であることから、本件の指定によって共倒れになるような過当競争にはならず、較正の業務の適正かつ確実な実施を阻害することにはならないと認められるため、適合しているものと考えてございます。

最後に、欠格事由でございますが、電波法第102条の18第6号各号に該当しないことの証明というものを提出していただいております、その証明内容に偽りは無いものと認められるため、ここは該当なしと考えてございます。

以上、いずれの審査事項も適合している、あるいは該当なしと認められますことから、日本品質保証機構を指定較正機関として指定したいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

では、1点だけ私のほうから確認というか、質問させていただきたいのですが、今、審査結果の概要についてご紹介いただきましたが、8ページの最初の項目で、今回指定を受けようとする業者につきましては、見込んでいる収入が低い割合であることから、本件の指定によって共倒れになるような、いわゆる

る過当競争にはならないから大丈夫だろうというふうに書かれているのですが、もし実際に指定較正機関として指定されて、業務を始めたときに予想以上に評判がよくて、大きく収入が増えるとか、そういうことはあり得るのかなと思ったのですけれども、そのあたりは、とりあえずは見込みで議論をしておけば、将来は将来で特に問題ないのですか。このあたりの考え方というのを参考までに伺わせてください。

○塩崎電波環境課長 日本品質保証機構でございますが、計量法に基づきまして、実際に今、電波関係の校正業務をやってございます。今回、電波法に基づく指定較正機関という名称でやれるようにしたいということで、今まで既にやっている業務を新たな看板みたいな形でつけてやりたいということでございまして、このところで見込まれているものは、基本的には今まで自分たちがやっているものをベースに出してきているということでございますので、もちろん今後大きくなるかもしれませんが、今の見込みは大体適正であるというふうに考えてございます。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、特にほかにもないようですので、諮問第24号は諮問のとおり指定することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

## 閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回開催日時は、追って事務局からご連絡いたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。